

平成31年度 調布市立調和小学校 「学校いじめ防止対策基本方針」

調布市立調和小学校
校長 井上 潔

○いじめ防止に関する法令

- ・日本国憲法・教育基本法・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会いじめ防止対策委員会 設置要綱
- ・調布市教育委員会いじめ対策防止対策連絡協議会設置要領
- ・調布市いじめ撲滅の手引き

目指す児童像

豊かな心のハーモニーを奏でる学校
◎心もからだも健康な子（心とからだのハーモニー）
よく考え、学び合う子（学びのハーモニー）
力を合わせてやりぬく子（協力・協働のハーモニー）

○目標策定の方針

児童の実態

明るく、素朴な子が多い。調査ではからかいや仲間はずれ等のいじめの訴えがあったが、早期解決したものが多い。

保護者の願い

子供が安心・安全に通える学校。
子供の個性を伸ばせる学校。

地域の願い

地域の中で成長し、共に楽しみ協力し合える子供。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、いじめに對して毅然とした態度で指導にあたり、「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」「いじめはいけない」という心を育む。
- ・校長を中心としたいじめ対応組織を校内に設け、家庭・地域とも連携する。

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の研修

- ・分かる授業づくり
- ・児童の居場所づくり
- ・いじめに関する研修（年3回）
- ・インクルーシブ教育システム
- ・人権プログラム、人権指導資料を活用した体罰防止・人権感覚の高揚

○児童のアンケート及び聞き取りの実施

- ・友達アンケート
- ・ネット環境調査の実施

〔未然防止〕

- ・いじめ防止対策委員会（校長・副校長・主幹・SC・生活指導主任・担任・生活指導部・養護教諭）を設ける。
- ・いじめ根絶について啓発と協力依頼を図る。「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」配布。
- ・生活指導主任、養護教諭、学級担任は日頃から子供の様子に気を配り、ささいなことでも子供の話をよく聞き、いじめを見逃さないという姿勢を見せるようにする。生活当番は校内の巡回の際、児童の様子をよく見守る。
- ・児童自らがいじめについて主体的に考えられるように「いじめに関する授業」を年3回、6月、11月、2月のふれあい月間に行う。
- ・スマートフォン、携帯電話、通信機能付きゲーム機等におけるトラブルを未然に防ぐために実態調査。情報モラル教育の推進と保護者への理解を保護者会等の機会に積極的に行う。
- ・いじめ防止対策委員会がいじめ防止相談窓口を設ける。

〔早期発見〕

- ・毎週金曜日の生活指導夕会で情報を共有する。管理職、主幹教諭は、学校全体の様子を把握するとともにいじめの兆候が見られた際は、すぐに担任、学年と共に対応し解決に努める。いじめが起きた場合はいじめ対策組織を設け対応する。
- ・「いじめ相談窓口」の開設について、ホームページ、学校便りで保護者に周知する。
- ・毎月末に友達に関するアンケート、聞き取り行う。
- ・年度当初に担任と児童の面談と、SCによる全員相談を実施し相談できる信頼関係を築く。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・児童の実態把握やケアの取組内容
- ・4, 5 年生全員との面談実施

○保護者・地域との連携

- ・健全育成会議・地区協議会の行事への参加の呼び掛け
- ・児童の実態の共有

具体的ないじめへの対応（早期対応、重大事態への対処）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

①実態把握の觀点

- ・月一回友達アンケートを実施し実態を把握する。
- ・毎週金曜日夕会で、児童の実態を共有する。
- ・ささいなことであっても変化を見つけたら、学年で共有し、管理職、生活指導主任にも報告する。
- ・専科・のがわ教室とも連携を図る。
- ・保護者からの相談を積極的に受け入れる。

②指導・支援の基本姿勢

- 校長・副校長・主幹・SC・担任・生活指導主任・生活指導部でいじめ対策委員会を構成。
- ・いじめが起きた場合は、該当学年、スクールカウンセラーを含め対応をする。
 - ・被害児童、加害児童の聞き取りと学級児童への聞き取りを並行して行う。
 - ・保護者を含めて話し合いをする。

③＜被害児童の支援＞

- ・いじめられたことによって傷つけられた自尊感情を保護し、回復できる働きかけをする。スクールカウンセラーの派遣。
- ・安心して通えるような場づくり
- ・プライバシーの保護と情報提供
- ・保護者と連携した指導を行い継続的に保護者に助言をする。
- ・相手への謝罪。
- ・行為の責任の自覚を促す。

○関係機関との連携

- ・児童館・学童・J-フォ-等と情報共有。
- ・学校非公式サイト等の監視
- ・学校サポ-トチームとの連携

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署・調布市顧問弁護士等）
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めた時はためらうことなく警察署と相談する。また、必要に応じ各諸機関との連絡を密にし、専門家の判断を仰ぐ。

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科 通年	国語・・正しい言葉遣い。言葉で伝え合う大切さ。社会・・様々な人で社会が構成されていること。算数・・友達の考え方のよさに気付く。 理科・・生命の尊さ、不思議さに気付く。音楽・・声を合わせる。旋律を聞きあう。図工・・友だちの作品のよさを認め合う。											
生活指導	調和小リール確認 友達アンケート（毎月末） セーフティ教室（連れ去り防止・SNS）	ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間 あいさつ運動			ふれあい月間 あいさつ運動				
学校行事	入学式・始業式遠足 防災教育の日	ハケ岳移動教室			運動会	いのちと心の教育月間 周年式典	いのちと心の教育月間 道徳授業地区公開講座			学習発表会	卒業式	
特別活動	集団生活のルール 一年生を迎える会	縦割り遊び（11回）				ユニセフ募金 いじめに関する授業				六年生を送る会		
道徳通年	個性伸長 友情 自由・自律 いじめ 生命尊重	自然愛 役割・責任 自然愛 謙虚・寛容 国際理解 公正公平・正義								いじめ 希望・勇気・努力		
家庭・地域	保護者会 JSL 開講式	個人面談 あいさつ運動 保護者会 サマーフェスティバル	健全ソフトボール大会 一泊キャンプ	地域運動会	地域懇談会 クリソマリ	保護者会 餅つき大会 SHC コンサート	耐寒マラソン JSL 閉講式 SHC フェスティバル	保護者会 餅つき大会 SHC コンサート	耐寒マラソン JSL 閉講式 SHC フェスティバル			